

介護保険法に基づく審査請求に係る長崎県 介護保険審査会の裁決の概要について

1. 審査請求人 長崎市在住の男性（70歳代、第1号被保険者）

2. 処分庁 長崎市

3. 審査請求書受理日 平成29年8月14日

4. 審査請求の趣旨

審査請求人は、介護保険料の賦課決定が妻の所得により改定されたことを不服として、原処分の取り消しを求めるものである。

5. 処分庁の弁明の趣旨

審査請求人に対する介護保険料の賦課決定は、介護保険法に則り適正に行われたものであり、本件審査請求を棄却するよう求める。

5. 裁決の日付 平成29年10月31日

6. 裁決の内容（要旨）

【主 文】

本件審査請求を棄却する。

【裁決の理由】

本件において、処分庁の審査請求人に対する介護保険料額決定通知処分は、介護保険法に則り適正に行われており、違法、不当な点はない。